

岡山県公報 発行 岡山県 		目次	【告示】 ○ 指定居宅サービス等の事業の廃止 ○ 保安林の解除予定 ○ 道路の区域変更 【公告】 ○ 危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地の変更 ○ 建設業の許可の取消し ○ 水島港湾計画の変更
		担当課（室）	長寿社会課 治山課 道路整備課 消防保安課 監理課 港湾課
		目次	
		担当課（室）	

◎岡山県告示第六十八号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項及び第百十五条の五第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成二十七年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

デイサービスセンターひまわり総社

2 所在地

岡山県総社市中央三丁目三番地一一三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

ウエルフェアコーポレーション株式会社

2 所在地

岡山県総社市中央三丁目三番地一一三

三 廃止年月日

平成二十七年一月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇八〇一二一三

五 サービスの種類

通所介護

介護予防通所介護

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

さくら介護センター

2 所在地

岡山県津山市昭和町一丁目九番地六

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1	名称
	さくら介護センター有限公司社
2	所在地
	岡山県津山市昭和町一丁目九番地六
三	廃止年月日
	平成二十七年三月三十一日
四	介護保険事業所番号
	三三七〇三〇〇二〇八
五	サービスの種類
	訪問介護
	介護予防訪問介護

◎岡山県告示第六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十七年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 解除予定保安林の所在場所

備前市吉永町南方字恩徳谷一三九一の五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

電気通信設備用地とするため

（「次の図」は省略し、その図面を岡山県庁及び備前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八二号
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
真庭市蒜山吉田字常藤森ノ元五三六番一 地先から	真庭市蒜山吉田字仲田四三三番一 地先まで	新	九・六〇 一八・〇	四八七・六
真庭市蒜山吉田字常藤森ノ元五三六番一 地先から	真庭市蒜山吉田字仲田四三三番一 地先まで	旧	六・二〇 九・六	四八七・六

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四八二号
- 三 道路の区域

区	域	新旧	幅員	延長
---	---	----	----	----

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 四八二号
三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員	延長
真庭市蒜山吉田字下田七七番地先から 真庭市蒜山吉田字下田七一番一地先まで	真庭市蒜山吉田字下田七七番地先から 真庭市蒜山吉田字下田七一番一地先まで	新	一〇・〇〇 二二・〇	一六七・六
真庭市蒜山吉田字下田七七番地先から 真庭市蒜山吉田字下田七一番一地先まで		旧	七・六〇 一〇・〇	一六六・二

別	新	旧	幅員	延長
真庭市蒜山吉田字仲田四三三番一地先から 真庭市蒜山吉田字ビクニ寺一五〇番一地先を経て 真庭市蒜山吉田字下田七七番地先まで	九・〇〇 三七・〇	六・八〇 一七・六	六二二・八	六〇〇・〇
真庭市蒜山吉田字仲田四三三番一地先から 真庭市蒜山吉田字下田七七番地先まで		六・八〇 一七・六	六二二・八	
真庭市蒜山吉田字仲田四三三番一地先から 真庭市蒜山吉田字下田七七番地先まで		六・八〇 一七・六	六二二・八	

〔四八〕消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の八第二項（同法第十七条の九第四項において準用する場合を含む。）の規定により、一般財団法人消防試験研究センターから危険物取扱者試験及び消防設備士試験の実施に関する事務を取り扱う事務所の所在地を変更する旨の届出があつた。

平成二十七年二月十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 変更前の事務所の所在地

岡山市中区藤原二五番地

二 変更後の事務所の所在地

岡山市北区石関町二番一号

三 変更しようとする日

平成二十七年二月二十三日

〔四九〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、平成二十七年二月六日付けで、次の建設業者の許可を取り消した。

平成二十七年二月十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 商号又は名称 株式会社橋本芳花園

二 代表者の氏名 高光 直美

三 主たる営業所の所在地 井原市芳井町花滝二五五四―一

四 許可番号 岡山県知事許可（般―二四）第一〇三四五号

五 許可年月日 平成二十四年八月二十七日

六 処分の内容

建設業法第二十九条第一項の規定による次の建設業の許可の取消し

一般建設業のうち土木工事業、とび・土工工事業

七 処分の原因となった事実

株式会社橋本芳花園は、経營業務の管理責任者及び営業所の専任技術者が不存在のため、建設業法第七条第一号及び第二号に掲げる許可の基準を満たしていない。このことは、同法第二十九条第一項第一号に該当する。

〔五〇〕 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三条の三の規定により、水島港港湾計画の一部を次のとおり変更した。

平成二十七年二月十日

水島港 港湾管理者 岡山県
代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

一 変更事項

1 水域施設計画

泊地

玉島地区 水深十メートル 面積二ヘクタール

航路・泊地

玉島地区 水深十メートル 面積三十四ヘクタール

2 土地利用計画

玉島地区

用途	面積（ヘクタール）
埠頭用地	百五（百五）
港湾関連用地	六十四（六十四）
工業用地	二百九十六（二百九十六）
都市機能用地	十八
交通機能用地	十六（十六）
緑地	五十四（五十四）
合計	五百五十三（五百三十五）

注 () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特

に密接に関連する土地利用計画に係る数値で内数である。

端数処理のため、内訳の数値の和は必ずしも表中の合計の数値とはならない。

二 変更後の港湾計画の縦覧場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県土木部港湾課

倉敷市水島福崎町一番一二号 岡山県備中県民局水島港湾事務所